

## 平成26年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

### ○議事日程〔第4号〕

平成26年3月20日(木曜日)午前10時27分 開議

※開議宣告

追加日程第1 議長不信任の動議

日程第1 第1号議案から第40号議案まで  
(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・表決)

日程第2 議案第1号  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

日程第3 意見書案第1号及び意見書案第2号  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

日程第4 議員派遣の件について

日程第5 議員定数調査特別委員会の設置及び委員選任(委員会付託)

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員(20名)

- 1 番 土谷 信也
- 2 番 近藤 紀男
- 3 番 成重 博文
- 4 番 安達 隆
- 5 番 山田 秀夫
- 6 番 松本 博彰
- 7 番 中山田 健晴
- 8 番 河野 徳久
- 9 番 明石 光子
- 10 番 土谷 力
- 11 番 村上 和人
- 12 番 駕海 政幸
- 13 番 安東 正洋
- 14 番 北崎 安行
- 15 番 川原 直記
- 16 番 河野 正春
- 17 番 山本 博文
- 18 番 菅 健雄
- 19 番 徳永 浄
- 20 番 大石 忠昭

### ○欠席議員(0名)

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	清水 栄二
庶務 係 長	次郎丸 浩一
議事 係 長	岩本 力
主 任	西田 巨樹

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永松 博文
副 市 長	駕海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長	
市参事兼税務課長	安東 良介
市参事兼建設課長	甲斐 智光
総務 課 長	筒井 正之
財政 課 長	佐藤 之則
企画情報課長	安藤 隆治
地域活力創造課長	河野 真一
市民 課 長	藤重 深雪
保険年金課長	山田 真一
子育て・健康推進課長	佐藤 清
ウェルネス推進課長	植田 克己
環境 課 長	伊南 富士子
商工観光課長	榎本 久光
農林振興課長	安田 祐一
農地整備課長	大力 雅昭
都市建築課長	都甲 賢治
上下水道課長	永松 史年
福祉事務所長	中尾 勉
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	川口 達也
	後藤 三利
消 防 長	後藤 勲
総務課 広報担当官兼秘書広報係長	
	都甲 さおり
総務課 人事給与係長	丸山野 幸政
教育委員会	
教育庁学校教育課長	小川 匡
選挙管理委員会・監査委員	
事務局 長	久保 健一

○議長(河野正春君) おはようございます。

開会前ですが、議員各位にお知らせします。

本会議中、議会ホームページ等の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

○議長(河野正春君) これより、本日の会議を開

3月20日

きます。

日程第1、第1号議案から……

○7番(中山田健晴君) 議長、動議です。中山田、動議です。お願いします。

○8番(河野徳久君) 賛同者になります。

○議長(河野正春君) 中山田健晴君。

○7番(中山田健晴君) 私は、現議長に対して不信任決議案を提出いたします。

理由といたしましては、ここ2年間、確かに立派にやってこられたと思いますが、今回の代表者会議、あるいはその他の任期の件につきまして、どうしても今後1年間議長のもとで議員としてやっていくのは難しいなということで、私は不信任決議案を提出いたしますので、よろしく扱いをお願いします。

○議長(河野正春君) しばらく休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前11時3分 再開

○議長(河野正春君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、中山田健晴君から議長不信任の動議が提出されました。この動議は、ほかに1名以上の賛成者がありましたので、成立いたしました。

お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

○議長(河野正春君) 追加日程第1、議長不信任の動議を議題といたします。

本案は、地方自治法第117条の除斥の対象事件であります。よって、退席をし、これより副議長と交代いたします。

(議長退場、副議長着席)

○副議長(山本博文君) 議長にかわりまして、私が議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、中山田健晴君。

○7番(中山田健晴君) それでは、提案理由の説明をいたします。

私は、議員というのは自分の言うことに責任をもって、それを忠実に実行していく、それが私は議員の

第一の使命だと、このように思っております。

去る今月の4日、開会日当日、議会本会議終了後、代表者会議を開きました。その中で、議長は、私はかねがね2年だと思っておりました。後任の議長が決まれば辞任いたします。私と副議長も一緒に辞任いたしますと、このように述べました。

そして、これから本会議まで5日間ありますので、その間に各会派にお持ち帰りして協議していただきたいと、こういう旨を私は受けて、私はうちの会派に持って帰り、今後どのように対応するかということで協議いたしました。

その後、当然、それに対して私は議長からその結果についてどのようになったのかということで代表者会議を開いてくれるもんだらうと思っておりましたが、どうもそういった模様でないので、13日、ぜひ予算委員会の後に代表者会議を開いてください。前回の言ったことに対する答えもいただけないので、そこで説明してください。このように申し入れをし、代表者会議を開いたところであります。

そうしてみますと、我々は会派に持ち帰って話して、会派の皆さんと言ったことが、何かうそを言ったように取られてしょうがないわけです。議長、何にも答えをしてくれませんので。そういった不真摯な態度に対して、私はどうしても今の議長に信任する、そういう気にはなりませんので、きょう、もうあと本会議もきょうで最終日でありますので、動議を提出して皆さんにご賛同をお願いする、こういうふうにした次第であります。

以上であります。

○副議長(山本博文君) お諮りいたします。

本案について、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本博文君) 異議なしと認めます。

よって、議長不信任案の動議については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番、大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) 日本共産党の大石であります。中山田議員から議長不信任案の提案がありましたので、提案者に質疑をいたします。

今、聞きましたら、私の聞き取り方が間違いならば指摘してほしいと思うんですけども、4日の日で

すね、これ、本会議の開会日の終了後に代表者会議が開かれて、議長のことで云々あったということね。それから招集があるかと思ったけど、何もなかったから私の方が催促したと。で、その催促日は13日の予算委員会の後、代表者会議を開いてくれというふうに私聞こえたんですが、それは18日の間違いじゃないんですか。(発言する者あり) 発言のほう間違いがあったら間違いということを確認してください。

よってですね、私が今度聞きたいのは、それが間違いじゃないかどうか、間違いなら間違いということを確認してください。

私は実はですね、4日の日、代表者会議が開かれてその後、私たちは弁当を食べておりましたら、議長が表明しましたということを経理局長から控室で聞きました。どういう表明ですかと言ったら、それは本人から聞いてくれと言われましたので、まあ皆さんもまだ議長室におりますと、弁当食べていますということですね。

私は入っていいですかと断って入りました。そして、議長、副議長、あと会派の方がおいでました。全部じゃなかったですね、中山田議員と安東議員は出ておったようですね、そのときに。あとの人はおりましたね。私は誰がおるかも知らんで、事務局から議長に聞いてくれと言うからね、もう終わって弁当食べているからいいですよと、そこで聞きました。局長から、議長が表明しましたと聞いたんですけど、どんなことを表明したんですかと。そしたら、議長は答えず、もう出してもいいな、名前。ある私よりも年配者の議員からね、わしが答えちゃろうと。それは表明したんだと、それは皆さんが各会派でよく協議してもらってね、立派な人がやってくれる議長、副議長があれば、私も副議長も一緒にやめますということになったと、それを聞きました。ああ、そうなんですかと。

普通やったらですね、やめますと言うんなら、私が代表だったら、辞表を出してくださいということと言うんやけどね、辞表を出してくれという代表者はなかったんですかと詰めたんですよ。中山田議員は何ちゆうたんですかと詰めたんですよ。そしたら、中山田議員は別になんも言わなかったですというように私は聞きました、その席で。そのときに中山田議員から辞表を出せというお話があったんでしょうか、中山田議員。それを皆さんに報告してください。

やめさせようというんならね、あなたが辞表を出さないと言わないかんわけよね、出すか出さんか

ということでしょう。それはなかったというように聞いたんですよ。だから、それはうそか本当かと、私が聞いた話をしとるわけね。

その次があるんですよ。私も、四十何年議員をしていますからね、詰めの話は仕切りますよ。ところで、いい人が、立派な方が見つかったら、二人ともやめますからとなったんだが、日にちはいつまでですかと私は問うたんです。そうしたらそれも、それは一般質問までだと。一般質問は3月11日と12日の予定でした。だけど、今度は一般質問はたったの5人しかいないからね。まあ今までからいったら、11日に終わるんじゃないですかと。そしたら11日までに、誰か議長・副議長の案を出して、そこでまとまれば、議長・副議長がやめるといいますかと、そういうことですというふうに私はそこで理解をしました。私の理解が間違っただけでしょうか。

それで、私は11日の日に、朝、議長に会って、どなたか話があったんですかと、まとまった話があったんですか、何もねえと。誰からもないんかいと言ったら、誰からもありませんと。ああ、そんなことかい、ほんならこのままいくんかい言うたら、うん、ないとこのままじゃええということですね、私は11日でもう全て終わったと思っておったんです。その理解が間違いなんですか。

私は、議長を務めたことはありませんけれども、四十何年、議員をしておりましたらね、これは通常、代表者会議で決まって、11日までできなかつたらそのままいくというのが、これは常識ではないかと考えたんです。それが間違いなんですか、私の考えが間違いなんですか。はっきりさせてください。

それからですね、先ほど口頭で動議が出たときの話でもね、今のお話でも、一言で言うなら、信義に反するから、まあ、その前があるわけね、2年間、河野議長は立派にやってきたと思いますと、2年間の活動を評価して、しかし代表者会議その他のことから見たら、一言で言うなら信義に反すると、そういう議長のもとでは私は議員としてついていく気はありませんという趣旨だったと思うんですよ。

それは、あんた、だから議長に、私がついていけないような議長じゃないから議長やめろなんていうのはね、市民から見てそれは普通うけませんよ。ね、本来、地方自治法からいうならば、議長というのは任期中、来年2月末まで任期があるわけでしょう。それが普通の考え方だと思うんです。

3月20日

よってですね、私は、ここで今、議長にやめよと、しかも最終日のね、今日は各委員長が報告をして質疑があって討論があってね、表決がある大事な議会で、自治会の役員さんたちも傍聴に来ている中でね、突然不信任が出ると。しかも事務局は準備していないから、これだけ時間かけて準備をせにやいかんというのはね、執行部の皆さんも、あんたたち、時給何ぼですか、普通パートやったら本当わずかな給料で働いているけどね。あなたたち1時間にしてごらん、わたしたちも1時間してごらん、大変な給料もらっているんですよ。それをそのためにね、こんな、ここだけじゃない、隣の部屋もいっぱいあります。みんな仕事休まないかんわけね。

しかもね、そりゃ出すのは自由ですよ、不信任出すのは自由。誰でもできます、賛同者が一人おればね。それはできるんだけど、中山田議員のことは元議長経験者でしょう。賛同した隣の河野徳久議員も議長経験者ですよ。それならね、出すんなら、ひょっとしたら出すかわからんから、議会事務局、準備しとけやと、次第準備しとかな混乱するぞというぐらいな配慮が必要だったというふうには思うんですけどね、残念でなりません。こういうことで時間を費やすんじゃないでね、もっと市民の暮らしや命を守る、経営を守るために議員としては大いに発言してね、議論をしていただきたいと思うんです。

よって、私はね、提出者について、これは正当と思えませんのでね、正当なら私に反論する意見を述べてください。

以上です。

○副議長(山本博文君) ほかに質疑ありませんか。

中山田君、答弁ですか。

○7番(中山田健晴君) お答えします。

先ほど申しました13日、13日の日に申し入れをして18日の予算委員会、大石議員のおっしゃったとおりです。それは訂正させていただきます。

それから、議長に念を押したかというような何か質問がありました。しかし、議長みずから、私はかねがね2年でということからやめますということに対して、私はそこまで念を押すということはいしませんでした。

以上です。

○副議長(山本博文君) 20番、大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) あれぐらい私が質疑したけども、回答が短かったからね。まあ、そういう理解ということで、それはわかります。だから、いいで

すか、一番肝心なことね。肝心なことは代表者会議、私は代表者にね、2年前の3月、今の議長をつくった後でね、もとい、大変失礼しました。1年前ね。1年前、議長がやめるかどうかというのを代表者会議に私は呼ばれました。そこで議論しましたが、議長はこうこうこういう理由でやめませんということになってね、議長がやめないんなら続けなさいという意見になりました。中山田議員はやめよという意見を述べましたがね、やめませんでしたわね。

思い起こせばね、ちょうど2年前の3月議会に河野正春議長は議長になったんです。皆さんが一番よく知っているとおりにね。旧高田市、新高田市、五十何年間振り返ってみても、河野正春議長みたいに、みんなの総意で満場一致で議長になったと、当時副議長を務めたのが松本議員でした。議長が指名推選の方法でよございますか。異議なし。それでは私から指名させていただきます。松本議員が副議長として、議長には河野正春議員を推選いたします。この提案に異議ありませんか。誰一人として反対の声が上がらなかった。満場一致で決まった議長です。

議長はそら不服な点もありますよ、私から見ればね。しかし、それなりにね、中山田議員も2年間を評価するように、私も評価しております。最後までね、いよいよ新庁舎もできますし、議会活性化を目指していろいろと今議論が始まっておりますからね。今やめさせることはないと思うんです。

よってね、あなたの都合でやめさせるというんじゃないでね、市民サイドで見て、市民から見て河野議長で悪いなんて市民はそうたくさんいないと思うんですよ。そう、あなたは市民の声、聞いていませんか。議員の都合でやめよとか、おれはついていけないからやめよというのは理由にならないと思いますが、どうでしょうか。

以上。

○副議長(山本博文君) 7番、中山田健晴君。

○7番(中山田健晴君) 私の気持ちは、やっぱり議員、我々市民を代表した市議会議員でありますので、議員というのはやっぱり議会の中では互いに信頼関係を持って、やっぱり今後の市政発展に努めていくべきだろうというのが私の考え方でありますので、どうしてもその辺が自分の中で納得できませんので、今回の提案をしたというわけであります。

以上です。

○副議長(山本博文君) ほかに質疑ございませんか。

12番、鴛海政幸君。

○12番（鴛海政幸君） これは、執行部、それから傍聴者に対して時間の経過をさせて大変恐縮をいたしておるわけでございますが、この一つの原因、これはいわゆる節目節目というものがある。今、大石議員は偏ったような意見を出したような気がしてならないわけなんです、だから今の議長はいいとするならば、皆さんに諮って、こうして市長も平成26年度は厳しいながらも15%の補正予算を組み、最大限の151億の事業費をもって、そしてこの厳しい財政の中で対応していこうと、こういう非常に我々に対しては、いろいろ市民の皆様方に説明することにおいても、非常に強い報告ができるわけでございます。

そういう中で、そういう執行部の行為を無視して、たった20人しかない議会の議長問題で、いろいろこうだあだということについては問題がある。だから節目というものは、申し合わせ事項、この申し合わせ事項というものについては、それは議会法にしる法律にしる、権限はないにしても、一つの例をとってみますと、スポーツ等々においてもですね、ルール違反、いろいろなものを反則した場合には出場停止とか、あるいは罰則規定がいろいろあるわけなんです、私はきょうの代表者会議の中でも、いい悪いは別として、こうして論議していろいろな意見を集約するというということは難しいから、一応議長あなた辞表を出して辞退しなさいと。そして、皆さんにいいか悪いか、あるいはまた後に議長経験者があればそれはそれなりの対応していくんだから、筋は筋、節目は節目として対応するべきが正しいのではないかと、こういう話をしたわけなんです、時間的にもない、あるいはまた本会議で傍聴者もあろうというようなことで早く切り上げたわけなんです、議員、豊後高田市の今の現況から見て、市長は3万人構想、これにもやっぱり一生懸命両輪になって努力し合った、いわゆる平成26年度は議会活性化に向かって対応していかなきゃならない重要な時期にですね、こういう問題はよろしくないから、私はもう辞退しなさいと、そして皆さんの意見を聞いて、新しい、新しいか古いか知りませんが、そういう論議をしながら、節目節目の論議を尽くして対応していくことについては、好き好かんは別として、市民の代表者であり代弁者である我々は全力投球して、議長に協賛して、この厳しい平成26年度に対応していくと。こういうようなことでございますので、私

はもう言いたいことは幾らでもありますけれども、基本的なルールを厳守して対応することはバッジをはめた市民の代表の一つの務めであろうと、こういうふうに思うわけでございます。

以上です。まだあるけど、もう時間がない、あんまり。

○副議長（山本博文君） ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）

7番、中山田健晴君。

○7番（中山田健晴君） おっしゃるとおりだと思います。

以上です。

○副議長（山本博文君） ほかに質疑ありませんか。2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 私はまだ議員になって7年目でありますけれども、議会の申し合わせ、これは議長人事については、他市の状況ははっきりわかりませんが、1年という申し合わせだと私は認識をしております。また7年間そういった思いで、思っております。（発言する者あり）討論にかえていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。（発言する者あり）打ち切ります、はい。

○副議長（山本博文君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本博文君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 2番議席の近藤紀男でございます。まだ、議員になって7年目でございますが、議長人事のルールとして、私は1年交代という認識でおります。

合併からもうことして10年目を迎えますが、これまでの議長人事については、お互いの会派で話し合いの中でスムーズにやってきたものと思っております。議長職は法的には4年と自分の任期いっぱいであるというふうに記載をされておりますけれども、この議会内の申し合わせ事項、こうした先ほど鴛海議員もおっしゃってございましたけれども、こうしたルールは、そういう法的なものよりも重いものだと受けとめております。

きょうの代表者会議、きょうから私が会長というぐあいに後任指名を受けましたので、出席をいたしました。きょう議長はですね、それぞれの会派でな

3月20日

かなかそうまとまりが見られないので、私は続投したいということで申しておりました。これはもう議長人事というのは、やはり辞表を出してから、それぞれの会派でどうしていくのか話し合っていくのか決めるべきだというふうに思っております。不信任案の賛成の立場から討論をいたします。

以上であります。

**○副議長(山本博文君)** ほかに討論ありませんか。20番、大石忠昭君。

**○20番(大石忠昭君)** 日本共産党の大石忠昭でございます。

中山議員から提出されました議長不信任動議について、私は反対討論をいたします。

先ほど、提出者に2回質疑をいたしましたけれども、私が質疑をした割に、答弁は余りにも簡単でした。

よってですね、その動議提出の理由は、私ども2万3,000人の市民から見ると、それは市民から支持できるような動議理由ではないと思います。

第1に、提出者本人が認めておりますように、地方自治法におきましては、議長は議会を代表する、言うなら権力なんです。高田で言うなら、永松市長と対等平等にですね、力を持っているはずなんです。

しかし、振り返ってみますと、だんだんだんだん、議長がどこで決まったか知らんけども、1年交代ということで力がつかないまま、力が少しつきかかったら次にかわると。だから、市長から見ると、議員、議長というのは、こういう扱いでしょう。平口で言うなら子供扱いされているような状況、私は長年議員を務めておりますけど、情けない状況です。市民はそういうつもりで、議員を選んだんじゃない、議長を選んだんじゃないと思うんですね。

よってですね、長く言いませんけれどもね、第一、今の賛成者近藤議員の話ではね、1年交代のルールがあったんだと、そんなルールがどこにありますか。議会会議規則からいろいろ申し合わせ事項がありますが、そんなことを書いた文章がどこに残っていますか。私は議長の任期が1年交代などという議論に参加したことは一度もありません。

それから、これまではすんなり決まってきた。すんなり決まっております。……すったもんだのあげく、そういう結果に

なつたんです。……そうでしょう。(発言する者あり) ということになったじゃないですか。(発言する者あり) だから、意見があるならば意見を言ってください。(発言する者あり) だから、私が討論中だから聞いてください。(発言する者あり) だからね、今まですんなりいった、すんなりいったと言うからね、そんなすんなりいったじゃないですか。誰々については、市長にとって都合が悪いから議長にさせないということがあってね、いろいろ聞いていますよ。

そういうことじゃなくてね、だから本人がなった以上やめないというのは、そりゃ自由ですよ。やめさせる方法がないでしょう。だって、ここで不信任決議案が多数で決まったとしても、本人がやめなければやめる方法はないでしょう。法的にやめる方法はないんですよ。

だから、そういうことでね、朝から予定外の大騒ぎをするんじゃないかとね、本当にやめさせたいんならね、皆さんがよく議論をして、やめよという詰めた会議を、議会代表者会議をやった以上はやればよかつたんですよ。そこで、やり切らなくてね、今になって、最後は想定外で議会事務局を困らせる。傍聴者がおるのにね、すったもんだせにやいかんということになったというのはね、やっぱり議会の権威が問われる問題。信頼関係と言うけど、議長経験者じゃなかったらいいですよ、議長経験者がそういう行為というのはね、甚だ遺憾ではないかと私は思います。

よって、思い起こしていただければ、2年前、満場一致でできた議長です。市民から見るとね、やめろという声が上がってない以上はね、大いにやっぱりね、あと1年間議長として議会改革に取り組んでもらったらと思いますんで、私は不信任については反対であります。皆さんのご賛同をお願いいたします。

**○副議長(山本博文君)** ほかに討論ありませんか。討論ですか。

・番、……君。

**○・番(……君)** 今、大石議員はですね、私に対して、……そういう非常に侮辱したことを言いました。……人に対して言う言葉ですか。自分が、そしたらどのぐらいの人間か、市民の人に問うてみたらどうですか。(発言する者あり) ねえ、そういうことは棚に上げてから、人のことはとことん下してからですね、何のた

めに私のことをそういうふうに言わないかんのか、その意味を一回話してください。

(発言する者あり)

○副議長(山本博文君) 大石議員、これから言葉にご注意をお願いいたします。言葉遣いにご注意願います。

(発言する者あり)

○副議長(山本博文君) ほかに討論ありませんか。7番、中山田健晴君。

○7番(中山田健晴君) 今、討論の中で言ったこと、取り消させてください。議員に対して大変失礼な言葉ですよ。取り消させてください。取り計らいをお願いします。

(発言する者あり)

○副議長(山本博文君) 大石議員にお伝えいたします。

先ほどの個人名は取り消していただけますか。(発言する者あり) 取り消してください。お願いいたします。

○20番(大石忠昭君) 副議長、今現在議長役をしているんですが、そのあなたの判断で取り消した方がよいというなら副議長に一任いたします。

○副議長(山本博文君) それでは、取り消したものといたします。

ほかに討論はありませんか。

8番、河野徳久君。

○8番(河野徳久君) 賛同者として、賛成討論をいたします。

地方自治法では、議長の任期は議員の任期中となっております。しかしながら、議会運営のいろいろを精査いたしますと、紳士協定というものがあって、紳士協定というのは、そのときが来たら守るのが紳士協定で、当たり前のことです。日本全国、各市・県議会を調べてみましても、過去に紳士協定が破られたことは数度しかございません。

そのような観点から、議員としての資質、そういうものを勘案しますと、その約束を守ることが第一義ではないかと思っております。

以上の理由をもちまして、この動議に皆さん方の賛成をお願いして賛成討論を終わります。

○副議長(山本博文君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(山本博文君) これにて討論を終結いたします。

これより、議長不信任の動議を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(山本博文君) 起立多数であります。

よって、議長不信任の動議については、可決されました。

退席をいたします。

これより、議長と交代いたします。

(副議長退席、議長着席)

○議長(河野正春君) 日程第1、第1号議案から第40号議案までを一括議題といたします。

これより、委員長の報告を求めます。

総務委員長、中山田健晴君。

(発言する者あり)

○議長(河野正春君) 静粛に願います。

○総務委員長(中山田健晴君) 去る3月13日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案13件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第10号議案、平成26年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ、5億3,955万8,000円が計上されています。歳出の主なものは、ケーブルネットワーク施設の運営費、維持管理費、施設整備費です。その財源は、使用料、財産収入、繰入金、市債等で措置されています。

審査の中で委員より、「一般会計からの繰入金は、毎年継続してあるのか。」という疑問が出され、執行部からは、「この繰入金は、施策的なもので80歳以上の世帯の減免でありますとか、施設整備にかかりました償還金相当分を繰り入れるもので、現在の減免制度をする限りは継続していくものと思われます。」との答弁がありました。

審査の結果、第10号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号議案、平成25年度豊後高田市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債などで財源措置されており、補正額は、8億8,840万7,000円の増額で、補正後の予算総額は、142億9,086万円となっております。

歳出予算の内容については、総務費では、財政調

3月20日

整基金積立金等が増額され、新庁舎建設事業費、定住促進奨励事業費などが減額されています。

消防費では、消防救急無線デジタル化事業費が減額されています。

審査の結果、第12号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第17号議案、平成25年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算（第3号）は、ケーブルテレビ維持継続事業に充当する地方債の限度額について補正を行うものです。

審査の結果、第17号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第20号議案、過疎地域自立促進計画の変更については、新規事業として、入津原中之島線道路改良工事及び保育所耐震化整備事業を追加するため、計画の一部を変更するものです。

審査の結果、第20号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第23号議案、豊後高田市職員の給与に関する条例の一部改正については、他市の状況を考慮し、職員の扶養親族の子における扶養手当の加算額について改定するものです。

審査の結果、第23号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第24号議案、豊後高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、他市の状況を考慮し、特殊勤務手当の種類に緊急消防援助隊手当を追加するものです。

審査の結果、第24号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第25号議案、豊後高田市職員の退職手当に関する条例の一部改正については、国及び大分県の一般職職員に係る退職手当制度の改定に伴い、国及び大分県に準じ、早期退職募集制度及び定年前早期退職特例措置について所要の改正を行うものです。

審査の結果、第25号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第26号議案、豊後高田市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び豊後高田市

消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、引用している同法の項番号の繰上げを行うものです。

審査の結果、第26号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第27号議案、豊後高田市農業公社貸付基金条例の廃止については、社団法人豊後高田市農業公社の解散に伴い、農業公社貸付基金を廃止するため、同基金に係る条例の廃止を行うものです。

審査の結果、第27号議案については提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第28号議案、豊後高田市役所の位置を定める条例の一部改正については、新庁舎の建設に伴い、高田庁舎などの位置の変更を行うものです。

審査の結果、第28号議案については提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第29号議案、豊後高田市指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部改正については、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の附則における刑法の一部改正に伴い、引用している同法の項番号の繰上げを行うものです。

審査の結果、第29号議案については提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第30号議案、豊後高田市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による消防組織法の一部改正に伴い、消防長及び消防署長の任命資格について定めるものです。

審査の結果、第30号議案については提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第31号議案、豊後高田市手数料徴収条例の一部改正については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防法に規定する危険物施設設置許可の申請などに係る審査事務手数料の額を改めるものです。

審査の結果、第31号議案については提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと



決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 社会文教委員長、明石光子君。

○社会文教委員長（明石光子君） 社会文教委員長報告を行います。去る3月14日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案13件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第2号議案、平成26年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算は、34億1,628万3,000円が計上されています。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金です。

歳出の主なものは、国民健康保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金です。

審査の中で委員より、「低所得者に対する軽減措置の影響や予算計上する中で徴収率はどのくらいか。」などの質疑や意見がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第2号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第3号議案、平成26年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算は、3億2,032万3,000円が計上されています。

後期高齢者医療制度は平成20年度から始まった制度です。保険料率等は2年に一度の見直しを行ってきました。

平成26年度はその見直しの年となっておりますが、平成26、27年度の保険給付費並びに被保険者数の見込みを算出の後、保険料額を算定して2月24日の後期高齢者医療広域連合議会にて均等割・所得割についての保険料率を据え置きとし、賦課限度額のみを国の政令改正に合わせて55万円を57万円に引き上げる条例改正案を可決しました。

保険料額につきましては均等割額4万8,500円、所得割額9.52%、賦課限度額57万円となっています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金です。

審査の中で委員より、「保険料減額の要因について」の質疑が出されました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第3号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第4号議案、平成26年度豊後高田市介護保険特別会計予算は、29億5,166万5,000円が計上されています。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、介護保険給付費、地域支援事業費です。

審査の中で委員より、「予算計上する中で徴収率はどのくらいか。」や、「特別養護老人ホーム等の入所待機者の状況」などの質疑や意見が出されました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第4号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号議案、平成25年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、総務費では、自動交付機の業務委託料が減額されています。

民生費では、保育所委託運営費などが減額されています。

衛生費では、合併処理浄化槽設置整備事業費などが減額されています。

教育費では、小・中学校教育用コンピューター管理費などが減額されています。

審査の中で委員より、「自動交付機を使用する場合、本人確認はどのようにしているのか。」や、「合併浄化槽の対象数と年間設置数」などの質疑や意見がありました。

審査の結果、第12号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第13号議案、平成25年度豊後高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、平成24年度療養給付費等が確定したことによる国県支出金精算償還金が計上されています。

財源については、繰入金等で措置されています。

補正額は、2,560万6,000円の増額で、補正後の予算総額は、35億195万8,000円となっています。

審査の中で委員より、「償還することになった要因」についての質疑が出されました。

審査の結果、第13号議案については、提案の趣旨

3月20日

を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第14号議案、平成25年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、電算システム改修業務委託料、介護保険基金積立金、国県支出金精算償還金が計上されています。

財源については、国庫支出金及び繰越金で措置されています。

補正額は、3,668万7,000円の増額で、補正後の予算総額は、29億1,764万6,000円となっています。

審査の中で委員より、「介護保険基金積立金の総額について」の質疑が出されました。

審査の結果、第14号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第22号議案、宇佐・高田地域障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、宇佐・高田地域障害程度区分判定審査会共同設置規約を変更することを宇佐市と協議するためのものです。

審査の結果、第22号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第32号議案、豊後高田市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正については、住民基本台帳カードを用いて自動交付機により交付を受けることができる各種証明書について、新たに戸籍証明書及び附票の写しを追加し、及びその他の所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、「自動交付機の利用状況について」の質疑があり、執行部からは「住基カードを持っている市民は約1,100名であります。各種証明書の発行状況は年間約400部であります。」という説明がありました。

他には、真玉、香々地庁舎の設置予定などについての質疑がありました。

審査の結果、第32号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第33号議案、豊後高田市印鑑条例の一部改正については自動交付機により各種証明書の交付を受けることができるカードとして新たに印鑑登録証を追加し、及びその他の所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第33号議案については、提案の趣旨

を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第34号議案、豊後高田市生活支援ハウス条例及び豊後高田市立デイサービスセンター条例の一部改正については、介護保険法の一部改正に伴い、事業内容、引用している同法の条項等について所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第34号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第35号議案、宇佐・高田地域障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、題名及び審査会の名称を変更するものです。

審査の結果、第35号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第36号議案、豊後高田市社会教育委員条例の一部改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるものです。

審査の中で委員より、「今後の社会教育委員は制限されてくるのではないか。」という質疑が出されました。

審査の結果、第36号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第37号議案、豊後高田市青少年問題協議会条例の一部改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、青少年問題協議会委員の委嘱の基準等を定めるものです。

審査の結果、第37号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 産業建設委員長、鴛海政幸君。

○産業建設委員長（鴛海政幸君） 議長、今、音楽が鳴ったのは何かな。ちょうど12時ということで、一応私の方はどさくさがあったから頭の整理ができ

んから、昼からにしていきたい。

○議長（河野正春君） 引き続き進めるということで執行部との話もそういうふうにしておりますので、このまま続けて閉会までいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。（「最後までいくということ」と呼ぶ者あり）そうです。

しばらく休憩します。

午後0時2分 休憩

午後0時2分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業建設委員長、鴛海政幸君。

○産業建設委員長（鴛海政幸君） 委員長報告の前に一言、皆様方にご協力をお願いしたい。

実は私、先ほど申しましたように、節目というのは大事であると。で、産業建設委員会の冒頭に、私、平成25年度の……

○議長（河野正春君） 鴛海議員、委員長報告でありますので、その関連の発言を禁止をいたします。

委員長報告をお願いします。

（発言する者あり）

○産業建設委員長（鴛海政幸君） 平成26年度もよろしくお願ひします。

産業建設委員会の報告を委員長としていたします。去る3月17日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されましたところの議案15件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第5号議案、平成26年度豊後高田市簡易水道事業特別会計予算は、1億851万2,000円が計上されています。

歳入の主なものは、簡易水道使用料、一般会計繰入金、簡易水道整備基金繰入金です。

歳出の主なものは、簡易水道整備事業費及び施設整備に係る市債償還金です。

審査の結果、第5号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第6号議案、平成26年度豊後高田市公共下水道事業特別会計予算は、9億3,844万2,000円が計上されています。

歳入の主なものは、公共下水道使用料、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、公共下水道整備事業費及び施設整備に係る市債償還金です。

審査の結果、第6号議案については、提案の趣旨

を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第7号議案、平成26年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算は、2億4,703万4,000円が計上されています。

歳入の主なものは、特定環境保全公共下水道使用料、一般会計繰入金であります。

歳出の主なものは、処理場管理費及び施設整備に係る市債償還金であります。

審査の結果、第7号議案についても、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、平成26年度豊後高田市農業集落排水事業特別会計予算は、5,147万8,000円が計上されています。

歳入の主なものは、農業集落排水施設使用料、一般会計繰入金であります。

歳出の主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金であります。

審査の結果、第8号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第9号議案、平成26年度豊後高田市漁業集落排水事業特別会計予算は、1,245万2,000円が計上されています。

歳入の主なものは、漁業集落排水施設使用料、一般会計繰入金です。

歳出の主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

審査の結果、第9号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第11号議案、平成26年度豊後高田市水道事業会計予算は、業務の予定量といたしましては、給水戸数5,372戸、年間総給水量148万5,000立方メートルを予定いたしています。

収益的収支では、事業収益2億5,988万7,000円に対し、事業費用2億3,868万1,000円を予定し、差し引き2,120万6,000円の当期純利益となっています。

資本的収支では、収入総額1億3,882万8,000円に対し、支出総額2億7,626万3,000円を予定し、差し引き1億3,743万5,000円の不足額が生じますが、この不足分は、当年度分損益勘定留保資金などで補てんされているものです。

審査の中で委員より、「不能欠損額の状況について」

3月20日

の質疑が出されました。

審査の結果、第11号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号議案、平成25年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容といたしましては、農林水産業費については、有害鳥獣捕獲事業費が増額され、中山間地域等直接支払交付金事業費などが減額されています。

商工費につきましては、活力アップ戦略的商店街活性化総合支援事業費補助金などが減額されています。

土木費については、城台団地整備事業費などが増額され、県営道路事業費などが減額されています。

次に、繰越明許費の設定につきましては、城台団地整備事業などの繰越措置を行っています。

審査の中で委員より、青年就農給付金の過去の実績や県営道路改良事業に該当する路線箇所などについての質疑や意見が出されました。

審査の結果、第12号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第15号議案、平成25年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、人件費及び事業費の減少に伴う事業費の調整分が計上されています。

補正額は、3,088万円の減額で、補正後の予算総額は、8億3,956万8,000円となっています。

次に、繰越明許費の設定については、公共下水道整備事業費の繰越措置を行っています。

債務負担行為補正については、終末処理場汚泥処理棟及び脱水機増設工事の限度額が変更されています。

審査の結果、第15号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第16号議案、平成25年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、人件費及び事業費の減少に伴う事業費の調整分が計上されています。

補正額は、1,750万円の減額で、補正後の予算総額は、2億3,421万1,000円となっています。

審査の結果、第16号議案につきましては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

第18号議案、平成25年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第2号）については、人件費の調整及び第二配水池耐震改修工事費の減に伴い、一般会計からの繰入金の補正を行っております。

補正額は、収益的収入につきましては48万円の増額で、補正後の予算総額は、2億2,541万円となっています。また、資本金収入につきましては1,610万円の減額で、補正後の予算総額は、1億5,133万6,000円となっています。

審査の結果、第18号議案につきましても、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第19号議案、平成25年度豊後高田市水道事業会計資本金の額の減少については、地方公営企業法の改正に伴い、資本金に繰り入れている建設改良費に充てた企業債に係る一般会計からの繰入金を、資本剰余金に振り替えるものです。

審査の結果、第19号議案につきましても、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第21号議案、市道路線の認定及び廃止については、市道の新設による市道路線の変更に伴い、当該市道路線を認定及び廃止するものです。

審査の中で委員より、「学園竹田津線の場所や状況について」などの質疑が出されました。

審査の結果、第21号議案につきましても、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第38号議案、豊後高田市企業立地促進特別措置条例の廃止については、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業用地部門の廃止により、保有する持ち分の未分譲地が大分県土地開発公社へ譲渡されることに伴い、分譲価格の見直しが図られるため、本条例を廃止するものです。

審査の中で委員より、「対象となる企業の件数」などについての質疑が出されました。

審査の結果、第38号議案につきましても、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第39号議案、豊後高田市営住宅条例の一部改正については、泉住宅の取り壊し、福島復興再生特別措置法の一部改正等に伴う所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第39号議案については、提案の趣旨

を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第40号議案、豊後高田市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定については、平成27年度以降に販売開始予定の「夢まち城台」について、地区内住民に景観環境を保持してもらうために作成する地区計画等の案の作成手続きについて定めるものです。

審査の結果、第40号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 予算審査特別委員長、山本博文君。

○予算審査特別委員長（山本博文君） 予算審査特別委員長報告を行います。去る3月18日、予算審査特別委員会を開会し、本会議から付託されました議案一件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

なお、本委員会は議員全員の構成でありますので、審査の経過については省略いたします。

第1号議案、平成26年度豊後高田市一般会計予算は、起立採決の結果、提案の趣旨を認め、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。

総務委員長に、第12号議案について審査の経過について質疑をいたします。

総務委員長は退席しているようですが、質疑続けていいですか、副委員長が答弁しますかね。

議長どうでしょうか、続けていいですか。

○議長（河野正春君） しばらくお待ちください。

（発言する者あり）

○議長（河野正春君） しばらく休憩します。

午後0時23分 休憩

午後0時26分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き会議を開

きます。

大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 議長、今の休憩の理由、委員長がいない理由もちょっと明らかにして質疑させてもらえませんか。

○議長（河野正春君） 本人に連絡が付きませんので、理由は今のところわかりません。副委員長ができる限り答弁をしたいと申し出ておりますので、副委員長に答弁をさせますので、ご理解いただきたいと思います。

○20番（大石忠昭君） 私は委員長に答弁を求めたかったんですけどね、もう連絡がつかんじゃやむを得んですね。私、43年間議員を務めておりますけど、こんなこと初めてです。よって、副委員長が責任持って答弁するということですから、質問いたします。

先ほど委員長報告の中で、委員長がいないからちょっと要約しましょう、もう1件だけにしましょうか。おまけだね、これは。

第12号議案の平成25年度の補正予算案についての審議の経過について質疑をいたします。

議員ご承知のように、今回の補正予算は約8億8,800万円の補正、総額にしまして143億円の一般会計の最終予算になりました。その中で、予算書を見ましてわかるように、ほとんどが事業を消化できず、減額、減額、減額です。先ほど委員長の報告ではその一部が報告されました。それは報告しなくても、議案書を読めばわかることなんです。

私が一番聞きたかったのは、ほとんど減額したけれども、ふやした予算があります。この予算書の中には、7億7,200万円ですね、これがふえた予算なんです。これは、今ある基金にさらに7億7,200万円を積み立てるという予算なんです。先ほどの委員長報告では、このことについて一言も触れなかったんですけれども、これは私たち市民にとって大事な予算だと思うんです。私は、本会議の議案質疑で述べました。こんなに積み立てるよりは、今市民の生活が厳しいんだから、市民が困っているために使うべきじゃないかと、そうでしょう。

今度の予算分析してみましたら、減債基金に5億円ちょうど、財政調整基金に2億7,000万円を新たに積み立てたんですね。この財政調整基金に積み立てるくらいなら、市民が困っている国保税を下げるとか介護保険料の負担を安くするとかね、あるいは人口3万人にふやすと言うなら、中学生卒業するまで医療費無料化するとかね、やることはいっぱいあ

3月20日

と思うんですよ。しかし、積み立てるんだと。

しかも、積み立てた利息は、この前大分合同新聞に大分県下のことが載りましたけど、高田の場合、預けた利息が安過ぎるとね、国東の場合は、永松市長も国東の課長を評価したように、日本一高い利息で預けているけれども、高田は本当に安い利息で預けているんですよ。そういう問題が総務委員会で議論になったのかどうなのか。私は最も本会議でやりたかったけれども、時間制限があつてできなかったんです。総務委員会は7人おりますけれども、7人全員が出席したのか、誰か一人でもこの問題について、質疑をしたり討論をしたことがあったのかどうか、市民の前に明らかにしてください。

○議長（河野正春君） 1番、土谷信也君。

○総務副委員長（土谷信也君） 総務委員長が不在でございますので、副委員長の土谷でございます。お答え申し上げます。

執行部より、平成27年から31年まで約11億の地方交付税の削減があるという説明を受けまして、委員からはこの件に関しまして質問はございませんでした。以上でございます。

○議長（河野正春君） ほかに質疑はありませんか。  
大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 私が聞いたのは、7人の委員構成ですけれども、何人が出席されて、この財政基金の問題というのは非常に関心事、同じ預けるんでも、国東に学んで利息の高いところに預けてもらわないとね、利息が相当違ってくるでしょう。あるいは、これだけじゃない、今までの基金についても、活用については検討が要るわけなんですよ。総務委員会というのは集中審議ができる、時間制限もないわけよね。あなただって、質問しようと思ったらできたはずなんですよ、副委員長だからね。

誰か委員長以外に全員出席しておったとしたら、6人おったんだけどね、6人全員出席しとったのか、その中で誰もこの基金については、いいも悪いも、いわゆる質疑も討論も全くなかったということなんですか。

○議長（河野正春君） 土谷信也君。

○総務副委員長（土谷信也君） お答えいたします。

7名全員が出席でございました。その中に、議長も総務委員として出席をさせていただいておりましたが、誰からもそういう質疑はございませんでした。

以上です。

○議長（河野正春君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 皆さん、時間が下がっておりますけれども、お疲れさまでございます。日本共産党の大石忠昭です。

今回、市長が提案しております議案が40件ありますけれども、私は決して何でも反対するわけではありません。永松市長が市民のために、暮らしを守る、福祉を守る、あるいは経営を守る、平和を守ると。市長がやっぱり積極的に大いに働いてもらう予算の議案については、当然賛成であります。40号議案の中で、私は第1、2、3、4号議案に反対討論をいたします。

最初是一般会計当初予算でありますけれども、残念ながら、今回からこの予算案については本会議での議案質疑の対象から外されました。しかも、20人で構成する予算委員会で審議をされることになりましたけど、質問したのはわずか二人だけ。時間制限がありまして、私ももっともっと市民のために議論をしたかったんですけども、途中あと3分しかないから云々と言って、打ち切られてしまいました。

それでですね。私なりに当然市民の願いに応えられる、市民の暮らしや福祉を守る予算については賛成しますけれども、幾つか問題がありますので、それを簡単に指摘をし、反対討論をしたいと思います。

ご承知のように、不景気が続いて、市民の所得は減り続けております。商店街の状況を見ましても、幾ら玉津にいろいろな事業をやってみても、商店街の売り上げは伸びないほど市民の生活が減っています。消費税増税前に駆け込みで買い物をしたいといっても、予想に反するほど買い物ができないぐらい、懐ぐあいが厳しいことはご承知のとおりであります。それを、そういう状況の中で、4月からまた消費税を8%に引き上げるということは、市民生活にとって大きな打撃を与えることとなります。しかしながら、そういうときだけに、市長も我々議員も消費税増税実施を中止させるように、ありとあらゆる働きをすることが求められていたと思うんですけども、今回の予算は、もう4月1日から消費税は8%に上げるんやと、当然なんやということを前提にした予算の組み立てになっておりますので、同意できませ

ん。

長年議論をしております同和事業の関係でも、これは予算委員会で議論、答弁がありましたように、今なお約5,600万円の償還がされず、焦げついております。しかしながら、今回提案されている予算では、その焦げついているうちのわずか2%だけ徴収しようという予算になっています。

市民の皆さんが水道代を3カ月なかなか払えないと、ちょっとおくれて払えば水道がとめられる。わずかな税金でも滞納すれば差し押さえされるような状況にありながら、同和事業だけは特定団体言いなりで、佐々木市長時代に貸し出しをしたために、今償還されずに、大きな市にとっては懸案事項になっておりますけれども、今度の予算、歳入の予算から見ましたら、そういう抜本的に片づける姿勢が見られない予算であり、同意できません。

さらに、同和団体に対しての補助金、県下調べてみましても、それぐらい少ないところでも、毎年毎年下げているんですけど、高田の場合は、特定団体の言いなりで、まだ名目活動補助金の名前で、ほんのわずかの組織でありますけれども、125万円の補助金を出す予算になっています。これはもう、当然、先進地に倣って廃止をすべきであります。

さらに、特定地域だけ非常勤職員を配置する予算とか、あるいは集会所予算なども含まれておりますので、こういう同和関係予算についても反対をいたします。

次は、国保特別会計予算であります。

国保に加入されている方は主に農家だとか商売されているとか、あるいは小さな事業所の方々であります。また、公務員であっても退職したら国保の被保険者になるわけでありまして、そういう方は総体的に見まして年間所得は非常に少ないんですね。

しかしながら、国保税というのは所得割幾ら、均等割幾ら、平等割幾らというように条例で決められておまして、もう所得は減っておっても、条例に基づいて高い国保税が押しつけられておまして、年々滞納する人がふえております。差し押さえされる方もふえております。

基本的にはね、市長も市会議員も一体となつてどうやったら引き下げることができるかと、加入している以上みんな払ってもらいたいわけですよね。払えないということはどうかという分析も要ります。基本的には国の負担をふやすこと、軍事費や共産党

以外の政党が山分けしているそういう資金とか、削れば削る資金は幾らでもありますね。だから、市長としてはもっと市民の負担を軽減するためには、国保会計に対する国の負担金をふやせということを大いに働きかけてもらって、軽減のために働いてほしいと思うんです。

よって、私は、市民の所得に比べまして、今の国保条例で課税する国保税は高過ぎる。そのための予算になっておりますので、同意できません。

次は、後期高齢者医療特別会計についてであります。

今、社文の委員長から報告がありましたように、一応これは大分県連合県下一本なんですけれども、基本的には据え置きになったんですけども、私どもは後期高齢者、75歳以上の方を特別扱いして、医療を差別する制度ということで当初から廃止を主張してまいりましたし、一時は国のほうでも廃止論がクローズアップされておったんですけどね、最近消えておりますけれども、日本共産党は一貫してこの医療制度を廃止して、もっと負担を軽く、お年寄りが安心して老後を、医療制度を活用できるような制度に充実させようという立場をとっておりますので、この特別会計については反対いたします。

最後に介護保険についてであります。

介護保険が始まって14年ですね、いよいよ15年目に入りますが、3年に1回事業計画をつくって介護保険料が決まります。いよいよ最後の年の、5期目の最後の年の予算になっております。実は、この5期目のときに市長が、やはり実態を見たら、生活困窮者の負担が重たいから、何とか高田は独自の軽減措置をとろうということで制度がつくられました。しかし、この実施されてから2年間の状況を検討してみましたけれども、わずかですね、介護保険、65歳以上の方で市長が言う軽減制度、つくったと言うけれども、利用できた、活用できた方はわずか2人しかないわけでありまして。よってですね、基本的には国の負担割合をふやしてもらって高齢者の負担を軽くする努力が市長も議員も求められていると思うんです。片づきません、でないかね。

よってですね、私はせめて国は国だけでも、市は市でも独自の制度ならばもっと活用できるように要求しましたけれども、なかなか担当課長は市長の顔を立てて、もうこれ以上できませんということなんです。これではね、市独自の軽減制度というのは名ばかりでね、実行なしになります。こういう予算

3月20日

ではね、私は、低所得者に対して大変だと思しますので、介護保険の制度の充実、負担軽減を求めて闘っておりますので、この予算案の執行には反対いたします。

議員の皆さんのご賛同をよろしく願いいたしまして討論を終わります。

○議長（河野正春君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

初めに、第28号議案を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案については、地方自治法第4条第3項の規定に基づき出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。

ただいまの出席議員は19名であり、その3分の2は13名であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野正春君） ただいまの起立者は3分の2以上であります。

よって、第28号議案については委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、お手元に配付の採決表により採決いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で一括採決するもののうち、反対のありました第1号議案から第4号議案までを除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で一括採決するもののうち、反対のありました第1号議案から第4号議案までを除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第1号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第1号議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野正春君） 起立多数であります。

よって、第1号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第2号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第2号議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野正春君） 起立多数であります。

よって、第2号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第3号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第3号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野正春君） 起立多数であります。

よって、第3号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第4号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第4号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野正春君） 起立多数であります。

よって、第4号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長（河野正春君） 日程第2、議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、安達 隆君。

○4番（安達 隆君） 議会運営委員長の安達でございます。提案理由の説明をいたします。

議案第1号、豊後高田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、議員の費用弁償を支給する会議等の明確化を行うため、所要の規定の整備を行うものです。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛くださいますようお願い申し上げます。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番、大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) けさ初めて机の上にありますを見せていただきました。何ら相談ありませんでしたが、提案者にお尋ねしますけれども、きょう傍聴者もありますし、市民がわかるようにね、一言平口で言うならば、なぜ条例改定するようになったのかね、条例改定するようになって、市民と市議会の関係はどういう信頼関係が深まることになるという理解をしたらいいですか。

○議長(河野正春君) 安達 隆君。

○4番(安達 隆君) お答えいたします。

今までの現行の条例は不明瞭な点が多かったので、明確にするために改正案は出されたということであります。

豊後高田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正を次のように改正するとあります。

第5条中第3項、「招集に応じ、または委員会」を「議会の会議、委員会または地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場」に改めるということであります。

以上であります。

○議長(河野正春君) 20番、大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) もう一度質疑したいんですけども、今の説明の冒頭の言葉を聞いたらね、今までは何か議員の報酬、期末手当、費用弁償がね、不明瞭な点が多かって、議員がもらっとんたんじゃないかという印象を与えることにならんですかね。不明瞭なことないでしょう。不明瞭なことというのはどういうことを指して言っているのかね。

私の理解ではですね、地方自治法がもう相当この10年間見ましても変わりましたがね。例えば、議会運営委員会あるいは議員の全員協議会、これも特別最近開いてないけども、こういうものについても、地方自治法では旅費が支給できるようになったわけですね、私はもちろんもらったことはありませんが。そういうものを明確化しようと。これまでは議長の権限でやっておったけどね、どなたが議長に

なろうとも、この会議とこの会議にこの会議については支給できるようにしようということだと私理解するんですけど、ほかの点で不明瞭な点はないでしょう。明確にこの会議とこの会議とこの会議ということになったということをするればね、私は賛成しますよ、これは。

○議長(河野正春君) 安達 隆君。

○4番(安達 隆君) お答えいたします。

今、大石議員もこの新旧対照表が手元にあるわけですが、この第3条になるんですかね、この部分を読んでいただければわかるとおりでと思いますけどね。今までが、「前2項に規定するもののほか議長、副議長及び議員が招集に応じ、又は委員会に出席したとき」とある部分を、「議会の議長、副議長及び議員が議会の会議、委員会、または地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場」に出席したとき」と変更になったわけであります。

以上であります。

○議長(河野正春君) 大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) 私は平口で言ってもらったらなあとお願ひしたんですけど、わかるようにね。

もう一回具体的なことで言いますと、議会活性化委員会ができておましてね、市民の期待に応えるように高田の議会も活性化しようということで大いに頑張っているんですよ。今、議員基本条例をつくる活動をしておるんですけどね、そのために作業部会なるものが何回も開かれているんですよ。委員の皆さん、わずか7人の委員だけでも、相当ね、でき上がるまでに何回も出席するんですよ。私なんか近くていいけれどもね、遠い人の皆さん、旅費がかかると思うんですよ。本来ならば、そういうものについても明確にすれば旅費を出すべきと思うんですね、費用弁償出すべきと思うんですよ、私は。だけど、今度のこれ見たんではそういうようにうたわれているように思えないんですけども、安達議員が提案する以上はそういう検討しているんですか。私はそれ出してあげていいと思うんですよ。私も出せと言っているんじゃないんです。遠いところの皆さんは費用弁償で旅費を出すべきじゃないんですか、弁当代って言っているんじゃないんですよ。それは、ここに明確になっているんですか、これは。明確にすべきですよ、そういうもの。

○議長(河野正春君) 安達 隆君。

○4番(安達 隆君) お答えします。

3月20日

先ほど述べた部分は、全員協議会が行われたときの費用弁済ということだそうです。(○20番(大石忠昭君) 私の質問に答えてないじゃないかい、その分が出るんかちゅうよるんや) それは出ません。委員会に含まれている分は出ますということです。

(発言する者あり)

○議長(河野正春君) ほかに質疑はありませんか。

20番、大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) 先ほど不明瞭とか言ったときに、不明瞭を明確にさせるというんだからね、それはどげでんいいじゃないかじゃないで、出すなら出す、出さんなら出さんということを決めとかなとね、また議長がかわったら出した出さんというものがあつては悪いでしょう。

ちょっと休憩とって明確にして、私はどちらでもいいです。

○議長(河野正春君) それについては、私がお答えいたします。

特別委員会の委員会については可能性がありますが、その間の作業部会については、一応ボランティアでやっていただくということでお願いをしたいというふうに思っております。

特別委員会は委員会に含めたということではありますが、特別委員会はできますので、作業部会は何回か回数が決定されておりませんので、その分についてはしばらくご容赦ください。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

○議長(河野正春君) 日程第3、意見書案第1号及び意見書案第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、近藤紀男君。

○2番(近藤紀男君) それでは、意見書案第1号、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書案の提案理由のご説明をさせていただきますが、お手元のほうに意見書の6行目から8行目に聞きなれない文言が何点か記載をされておりますので、その説明を加えながら、手短かに端折ってご説明をさせていただきますと思います。

まずは6行目、最初の解雇の金銭解決であります。これは、下記の要望事項の1に記載をしておりますが、不当に首にされた労働者が裁判所に訴え、解雇は無効との判決をかちとつても会社がお金さえ払えば職場復帰ができず、結局首にできる制度であります。

次に、その横のホワイトカラーイグゼンプションの導入であります。これは現在1日8時間、週40時間といった労働時間に関するルールが設けられておりますが、一定の年収以上の労働者をこのルールの対象外にする制度であります。年収の金額の線引きはまだ定かではありませんが、定められた年収を超えれば、残業等で幾ら働いても手当はゼロの制度でありますし、労働者の健康、過労死等が懸念をされております。

次に、その下の7行目の限定社員の普及であります。この限定社員と申しますのは雇用体系は正社員と同じ無期契約であります。どこで何の仕事をするのか、あらかじめ職務や勤務地を限定し、会社がその勤務地や業務内容を廃止すれば、他の業種への配置転換とか関連事業所等の転勤はなく、いとも簡単に解雇される制度であります。

最後であります。8行目、労働者派遣法の見直しであります。これまでは通訳や秘書といった専門26業種は期間の制限なく派遣に任せることができておりましたが、それ以外の業種では派遣を活用できる期間は3年が上限でありました。この規制を緩和し、全ての仕事で3年ごとに派遣労働者を入れかえれば、派遣に仕事を任せられるようにする制度であります。このことは、派遣の固定化や正社員から派遣への置きかえが懸念されております。

こうしたことが、今、政府内に設置されております一部の会議体で議論されています。また労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策にかかわる基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害関係の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されております。

雇用労働政策はILOの三者構成原則に基づき、労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は国際標準から逸脱したものと言わざるを得ません。

つきましては、下記の3項目について、国、国会及び政府に強く要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますようお願いするものであります。

議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野正春君） 20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） それでは、意見書案第2号、四国電力伊方原子力発電所再稼働を考え直すこと及び脱原発に向けた政策の実行を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

東京電力福島第1原子力発電所事故は、発生から3年が経過しましたが、いまだに収束のめどが立たない状況にあり、多くの住人がふるさとを追われ、福島県内を初め全国で避難生活を余儀なく送っています。今回の事故で、原発は地震や津波に対して脆弱であるということが改めて証明されたところであります。

また、原発は低コストとの説もありますが、原発を受け入れた自治体に支払われる交付金、賠償費用、除染費用、廃炉費用、使用済み核燃料を保管する費用など、実際には莫大な経費が必要となることから高コストであります。

四国電力伊方原子力発電所は、施設の近くに中央構造線があり、その周辺では過去に幾度となくマグニチュード7クラスの地震が発生しています。大分県は伊方原子力発電所に近く、一旦事故が起きれば、人的被害に加え、漁業、農業、商業、観光業など県民が受ける被害は甚大なものとなり、取り返しのつかなくなることは、福島第1原発事故で証明されているとおりであります。

海外では、ドイツ、イタリア、ベルギー、スイスなど多くの国が既に脱原発を決議しており、我が国においても原発事故以降およそ3年間で全国の455の県や市町村議会が脱原発を求める国への意見書の提出を可決したとのマスコミの報道もあり、世論の動きは今後ますます脱原発に傾くことが予想されるところであります。

この国から原発をなくすことは大分県民のみならず日本国民にとって緊急の課題であります。つきましては、豊後高田市民の健康と暮らしを守る立場と

して、また子や孫など次世代を担う若者の健やかな成長を願う立場として、福島第1原発事故から得られた教訓を生かし、伊方原発の再稼働を考え直すこと及び脱原発に向けた政策の実行について、国会及び政府に強く要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただくようお願いするものでございます。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び意見書案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号及び意見書案第2号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び意見書案第2号については、原案のとおり可決されました。

○議長（河野正春君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおりに派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付

3月20日

しておりますとおりの派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

○議長（河野正春君） 日程第5、議員定数調査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この際、「豊後高田市議会議員の定数に関する調査・検討」については、7人の委員をもって構成する議員定数調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続調査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、「豊後高田市議会議員の定数に関する調査・検討」については、7人の委員をもって構成する議員定数調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決しました。

ただいま設置いたしました議員定数調査特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

指名の方法は先例により、正副議長及び正副議会運営委員長で協議し、議長が指名することにいたします。

協議のため、しばらく休憩いたします。

午後1時8分 休憩

午後1時9分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議員定数調査特別委員を指名しますので、事務局長に発表させます。

事務局長、清水栄二君。

○事務局長（清水栄二君） それでは、議員定数調査特別委員を発表いたします。

1番、土谷信也議員、2番、近藤紀男議員、11番、村上和人議員、12番、駕海政幸議員、13番、安東正洋議員、14番、北崎安行議員、19番、徳永 浄議員。

以上であります。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

ただいまの諸君を議員定数調査特別委員に指名することにご異議ありませんか。（発言する者あり）

しばらく休憩いたします。

午後1時10分 休憩

午後1時11分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの諸君を議員定数調査特別委員に指名することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました諸君を議員定数調査特別委員に選任することに決しました。

議員定数調査特別委員の方々には、休憩中に議員定数調査特別委員会を開いて正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。会場については、委員会室にてお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午後1時11分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議員定数調査特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、発表いたします。

委員長に12番、駕海政幸君、副委員長に2番、近藤紀男君。以上のとおりであります。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第1回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午後1時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 河野正春

豊後高田市議会副議長 山本博文

豊後高田市議会議員 安東正洋

豊後高田市議会議員 北崎安行